

まほろば秦野通信

平成28年9月7日

秦野市市長公室広報課

タイトル	「大倉高原山の家」建物明渡等請求の提訴
When (いつ)	9月6日(火曜日)
Where (どこで)	横浜地方裁判所
What (なにを)	横浜地方裁判所に「大倉高原山の家」建物明渡請求の訴状を提出しました。 これに先立ち、民事保全法に基づく「占有移転禁止の仮処分」を横浜地方裁判所に申し立てたところ認められ、本年9月5日に対象物件に公示書を貼付し執行が完了しました。
問い合わせ	環境産業部観光課観光振興担当：和田 (本日午後7時まで在席しています。) 電話0463(82)9648